

# 中国の意匠における参考図

## 選り抜き記事

中国の意匠は、特許と実用新案に対して独特なタイプである。よく知られているように、意匠の最も核心的な法律文書の一つは意匠の図面や写真である。参考図は、特殊な図面や写真として、意匠に広く応用されているが、その法律地位の位置付けには常に論争がある。本文は、関連規定と案例に基づいて参考図の法律地位について検討しようとする。

### 一、意匠の図面や写真の法律地位に関する規定

2021年6月1日から施行された新《専利法》（4回目の改正）第27条の規定によると、「意匠を出願する場合、請求書、当該意匠の図面や写真、および当該意匠に対する簡単な説明などの書類を提出しなければならない。出願人が提出した関連する図面や写真は、権利保護を要求する製品の外観デザインをはっきりと表示しなければならない。」

新《専利法》第64条第2項の規定によると、「意匠権の保護範囲は、図面や写真に表示されている当該製品の的外観デザインに準じており、簡単な説明は、図面や写真に表示されている当該製品の的外観デザインを説明するために使用できる。」

現行の《専利法実施細則》（3回目の改正の《専利法》に対応）第27条第2項の規定によると、「出願人は意匠製品ごとに保護すべき内容について関連する図面や写真を提出しなければならない。」

《専利法》と《専利法実施細則》は、いずれも意匠の必要書類の一つである外観デザインの図面や写真の法律地位を明確にしていることが分かる。つまり、意匠権の保護範囲を確定するために使用されることが分かる。しかし、法律法規のレベルでは、意匠の図面や写真をさらに細分化していない。つまり、意匠の図面や写真の具体的な表現形式とその対応する法律性質に区別的な規制は与えられていない。実務

には、すべての図面が例外なく権利の保護範囲を確定するために使用できるわけではない、例えば、「参考図」などである。

### 二、意匠の図面や写真に対する一般的な要求

意匠において、ある意匠製品の全体または一部を保護したい場合、提出される図面や写真の数に制限はなく、通常、保護する製品の意匠を明確に表現する目的を達成すればよい。また、出願人は、保護する製品の具体的な状況に応じて適切な図面表現形式を採用することができる。例えば、立体製品について、六面正投影（すなわち、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）および斜視図のほか、必要に応じて、展開図、断面図（sectional view、cross section drawing）、拡大図、変化状態図、参考図などを採用して、製品デザインの明確な表現と情報開示を実現することができる。

線画について、中国技術製図と機械製図国家基準における正投影関係、線幅および切断マークに関する規定などに適合する必要がある。

写真について、正投影のルールに従うほか、写真ははっきりしていること、背景が単一で、強い光、反射、影、倒影などのないことを確保する必要があり、通常、内容物や引き立て物などを含めることも避ける必要がある。

線画と写真のほかに、意匠出願はレンダリング図を採用することもでき、それは線画と写真との間に介在する図面表現形式と考えることができ、上記の線画と写真に関する規定も満たす必要がある。

### 三、「意匠の図面や写真」における「参考図」の法律地位に関する根拠と出所

意匠で使用される特殊なタイプの図面として、参考図は、保護範囲を確定するための他の正式な図面とは異なり、上記の一般的な要件に厳密に制限されることはなく、保護する製品自体を展示することも、保護する製品自体以外の内容を含めることもできる。実務には、参考図の使用は自由で、形式が多様であり、その審査も通常正式な図面より緩い。

《専利審査指南》の関連規定によると、「出願人は参考図を提出することができ、参考図は通常、意匠を使用する製品の用途、使用方法または使用場所などを示すために使用される」<sup>1</sup>；「引用意匠に公告された意匠文献には使用状態の参考図がふくまれており、当該使用状態の参考図に保護を要求しない意匠が含まれていても、それを係争意匠と比較して、同一または実質的に同一の意匠であるかどうかを判断することができる」<sup>2</sup>。

《専利審査指南》は参考図を特殊な図面として上記のように説明したが、その採用した表現は「通常～に使用され」、「～もよい」などが伝える情報はあいまいで不完全であるため、参考図の法律地位の認定において不明確になる。ただ、現在主流の認識は、参考図が正式な図面とは異なり、通常、製品の用途、使用方法または使用場所を示すために使用されるため、意匠の分類を支援するためによく使用される。また、参考図を提出する目的によっては、一部の参考図は、保護しようとする製品のデザインそのものを示すが、一部の参考図は、保護しようとする製品そのものだけでなく、保護しようとする製品以外の他の要素も含んでいる。さらに、使用状態の参考図、変化状態の参考図、分解状態の参考図、組み合わせ状態の参考図、通電状態の参考図など、目的に応じて異なる図面名を付けることができ、ハッチング、指示線、寸歩線、文字注記など、正式な図面では一般的に禁止されている描画内容を採用することもできる。原則として、参考図に他の正式な図面を超えて表示される内容は、意匠保護の範囲に属していない。

北京市高級人民法院が発布した《専利侵害判定指南（2017）》では、「参考図は通常、意匠を使用する製品の用途、使用方法または使用場所などを示すために使用され、変化状態の製品の意匠の権利保護範囲を確定するために使用できない。」<sup>3</sup>と明確に規定されている。

北京市高級人民法院が確定した裁判規則は、変化状態を持つ意匠製品については、参考図はその意匠権の保護範囲を確定するために使用できないことを明確に指摘している。言い換えれば、製品には2つ以上の変化状態があるが、正式な図面によって展示される状態のみが出願人が保護したいものであり、「参考図」は名前どおり参照用にのみ使用される。変化状態の製品意匠の保護範囲の認定に関して、北京市高級人民法院は、ある程度、参考図が基本的に他の図面と同等の法律地位を持っていないという意見を述べている。

《最高人民法院知的財産案件年次報告（2018）要約》では、使用状態の参考図は特定の状況下で意匠権保護範囲の確定に限定的な役割を持つと述べられている。使用状態の参考図が意匠権の保護範囲に与える影響を考慮せず、意匠の簡単な説明に明らかに抵触する場合、人民法院は、意匠権の保護範囲を確定する際に使用状態の参考図を考慮しなければならない。

2019年12月国家知識産権局が発行した《専利侵害紛争の行政裁決に対処するための指南》<sup>4</sup>は、意匠権の保護範囲を確定する場合、正投影図、立体図、展開図、断面図（sectional view、cross section drawing）、拡大図および変化状態図などによって意匠の形状、パターン、または色彩内容（断面図（sectional view、cross section drawing）表現の内部構造を除く）を確定しなければならない、参考図は通常、製品の用途、使用方法または使用場所を示し、製品の種類の観点から意匠権の保護範囲を確定する。参考図に含まれる他の図面に表示されていない内容は除外しなければならず、参考図が他の図面で表示されている内容と異なる場合、他の図面で表示されている内容に準じるべきである。参考図以

1 《専利審査指南》第1部分第3章第4.2節「意匠の画像や写真」を参照

2 《専利審査指南》第4部分第5章第5節「専利法第23条第1項による審査」を参照

3 《専利侵害判定指南（2017）》第92条を参照

4 《専利侵害紛争の行政裁決に対処するための指南》第5章第2節「意匠特許侵害判定」を参照

外の他の図面は、意匠特許の形状、パターン、または色彩を確定するために使用される。製品の名称、分類番号、製品の基本的な図面によって製品の種類が確定できない場合、製品の他の図面、特に使用状態の参考図も意匠製品の種類を確定するために重要な根拠を提供した。

司法実務の発展に伴い、「参考図」について異なる裁判の声が出てきたことがわかる。すなわち、意匠権の保護範囲を確定する際、場合によっては、使用状態の参考図を完全に無視するのではなく、考慮しなければならない。

以上の次々と出された規則から分かるように、参考図の法律地位は現在、実際には明確な法律規定がなく、ある程度論争がある。具体的な案件の実務の処理において、専利行政機関と法院は、それぞれが審理した案件の具体的な状況に基づいて、参考図の当該案件における地位と役割を適宜考慮する可能性が高い。

以下は、実際の案件での「参考図」の考量と認定状況について、いくつかの興味深い事例を挙げて説明する。

#### 四、「参考図」に関連する事例の図面

##### 1. 「ソファベッド（普士）」案

この案件は、比較的初期のソファベッドに関する意匠無効案件であり、専利復審委員会と一審法院は、意匠の保護範囲を確定する際、使用状態の参考図を専利保護の範囲から除外すべきであると考え、二審判決5は、無効決定6と一審判決7における上記の観点を支持した。

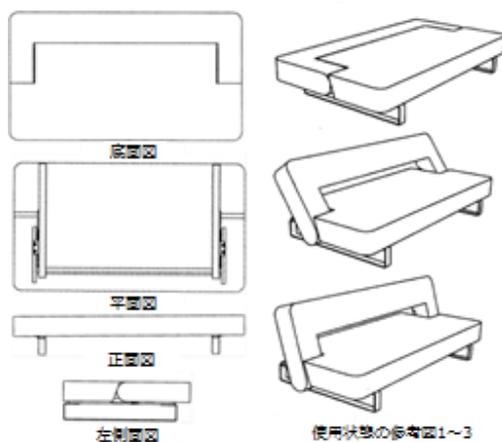


図1 「ソファベッド（普士）」案件における係争意匠の図面

本案件において、二審法院は、使用状態の参考図は通常、比較される意匠の使用方法または用途を理解して製品カテゴリを確定するためにのみ使用され、先行意匠と同一または類似しているかどうかを判断する根拠とすべきではないと考えている。本意匠権については、その正面図、底面図、左側面図、底面図に示されている製品が一つのベッドであるため、本意匠の保護範囲はこれらの図に展示されているベッドの意匠である。本意匠の名称「ソファベッド」および本意匠に示されている使用状態の参考図から分かるように、本意匠の製品はソファとベッドの両方の使用状態を持つことができるが、そのソファ状態の一部の図面は「使用状態の参考図」にのみ表示され、「正面図、背面図、左側面図、右側面図、底面図、および底面図」のような図面形式では表示されていない。したがって、出願人は、本意匠出願を提出する際に、当該意匠製品をソファの意匠として保護することを要求していないと理解すべきである。

また、本案件では、変化状態の製品の意匠を比較される意匠として使用する場合、その変化状態の比較は「使用状態図」に準ずるべきであることも明確にした。「使用状態の参考図」には、意匠の保護範囲外の形状、パターン、または色彩が表示されるが、「使用状態図」では、意匠の保護範囲外の形状、パターン、または色彩は禁止されている。両者は一つの単語の差を持っているが、異なる機能を持っている。

本案件では、専利復審委員会から一審法院、二審法院に至るまで、三者は意匠における参考図の権利有効性の確定手続きにおける法的位置付けと価値について合意したといえる。すなわち、参考図は意匠権保護範囲の部分として考慮すべきではない。

本案件の非常に重要な意義は、権利有効性の確定手続きにおいて、参考図を意匠権の保護範囲に入れないう観点を確認し、社会公衆の信頼利益がある程度維持されたことにある。

##### 2. 「電動引き戸（歐雷克斯豪華型I）」案件

この案件は意匠侵害案件である。係争意匠は、正面図、背面図、左側面図、右側面図、立体図、および2つの使用状態の参考図から構成されており、簡単な説明には、本意匠の底面図は正常状態および使用状態では見えないので省略する；本意匠の底面図は正常状態では見えないので省略することが明確に記載されている。

5 北京市高級人民法院（2008）高行終字第10号の行政判決書を参照  
6 専利復審委員会第8896号の無効決定書を参照  
7 北京市第一中級人民法院（2007）一中行初字第97号の行政判決書を参照



図2「電動引き戸（歐雷克斯豪華型I）」  
案件における係争意匠の図面

本案件に係る訴えられた侵害製品は全部で2種類あり、意匠権者が提供した証拠の中で、訴えられた侵害製品は正面図の視点と左側面図の視点でのデザイン特徴しか見られない。

一審法院<sup>8</sup>は、係争意匠の外観デザインが正面図、背面図、左側面図、右側面図、および立体図などの多視点でのデザイン特徴によって共同で確定された場合、従来の訴えられた侵害図面と意匠を比較しただけでは、訴えられた侵害製品と係争意匠の外観デザインが同一または近似しているという結論がえられないため、権利侵害を構成しないと認定した。

二審法院<sup>9</sup>は、一審の認定を支持し、係争意匠の保護範囲はその正面図、背面図、左側面図、右側面図、および立体図に基づいて確定すべきであり、使用状態の参考図1と使用状態の参考図2はその保護範囲を確定する根拠に属していないと考えている。これに基づいて、訴えられた侵害製品のデザインを、係争意匠の正面図、背面図、左側面図、右側面図、および立体図と比較して、両者が同一か類似しているかを判断する。

再審法院<sup>10</sup>は、一審および二審の判決を取り消し、参考図が意匠の保護範囲に影響するかどうかは一概には言えないが、簡単な説明は意匠権の保護範囲に対して解釈作用があり、簡単な説明の内容と意匠文献の各図面を結び付けて、意匠の保護範囲を総合的に理解すべきであると指摘した。係争意匠の簡単な説明は、係争意匠の製品が「正常状態」と「使用状態」の2つの異なる形態を持っていることを示している。係争意匠の正面図、背面図、左側面図、右側面図、立体図は、電動引き戸の収縮状態での外観デ

ザインを示し、状態の参考図1、2だけが電動引き戸の展開状態での外観デザインを示している。一般消費者は、簡単な説明、図面、および係争意匠の名称を組み合わせることで、係争意匠の製品が状態変化可能な製品であり、使用状態の参考図1、2が展開した状態での製品のデザインを示していることを明確に理解することができる。使用状態の参考図1、2が係争意匠権の保護範囲に与える影響を考慮しなければ、係争意匠の簡単な説明に明らかに抵触する。要すると、簡単な説明における解釈図面にしめされた製品のデザインを使用した上で、係争意匠権の保護範囲を確定する際には、使用状態の参考図1、2の内容を考慮すべきである。また、一般消費者は、このような製品の特徴と、訴えられた侵害製品の展開状態での正面、側面のデザインに基づいて、訴えられた侵害製品の収縮状態と背面のデザインを合理的に推定することができ、この事実推定はすでに「高い可能性がある」程度に達している。比較した結果、2つの訴えられた侵害製品における1つは、係争意匠の保護範囲に含まれ、侵害を構成する。

この案件は、既存の参考図が意匠特許の保護範囲の考慮要素としてならないという思考の慣性を打ち破り、一般消費者の基本的な認知および意匠の簡単な説明によって伝達されたデザイン情報を結び付けて総合的な判断を行い、ある特定の状況で保護範囲を考慮する際に、使用状態の参考図を考慮する必要があることを提出した。本案件は、「参考図」の法律地位においてある程度の突破口を開いたと言え、《最高人民法院知的財産案件年次報告（2018）要約》に選出された。

### 3. 「グラフィカルユーザーインターフェイス付きトレッドミル」案件

この案件は意匠無効案件<sup>11</sup>である。係争意匠には26枚の図面が含まれており、そのうち、7枚はトレッドミルの製品図面（すなわち、正面図、背面図、左側面図、右側面図、底面図、底面図、および立体図）であり、19枚はインタフェース変化の参考図である。その簡単な説明では、本意匠製品のデザインポイントは形状、およびディスプレイ内のグラフィカルユーザーインターフェイス（GUI）の内容であることが明確に指摘されている。

8 広州知的財産法院(2015)粵知法專民初字第589号の民事判決書を参照  
9 広東省高級人民法院(2015)粵高法三終字第662号の民事判決書を参照  
10 最高人民法院（2018）最高法民再8号の民事判決書を参照

11 専利復審委員会第6W113768号の無効決定書を参照



図3 「グラフィカルユーザーインターフェイス付きトレッドミル」案件における係争意匠の図面

本案件の場合、復審委員会は、係争意匠の製品名称、および、簡単な説明に記載されている上記の係争意匠のデザインポイントとグラフィカルユーザーインターフェイスに関する関連内容を組み合わせて、係争意匠によって保護を要求する内容は、グラフィカルユーザーインターフェイスを完全に含むトレッドミルの外観デザインとしてはっきりかつ明確に示されており、その19枚の「インタフェース変化の参考図」は明らかに図面名の注記欠陥であり、実際には、保護を要求するインタフェースデザイン図面として理解すべきである、と認定した。したがって、合議体は係争意匠の出願書類を総合的に考慮して、係争意匠が保護を要求するデザインは、その六面正投影図、立体図、および、19枚のインタフェース変化の参考図で共通して表されるトレッドミルとそのディスプレイのグラフィカルユーザーインターフェイスの外観デザインであると考えている。

本案件の決定は、「電動引き戸（歐雷克斯豪華型I）」案件の後に行われた。このように、参考図は不適切な命名により正式な図面と認定される可能性があることがわかる。参考図の実際の役割はケース状況に応じて、全面的かつ総合的に判断する必要があるように思われる。

#### 4. 「調味タンク」案件

この案件は意匠無効案件<sup>12</sup>であり、その引用意匠は、係争意匠の出願日より前に出願されたが、係争意匠の出願日より後に公開された先の中国意匠文献であり、この引用意匠には参考図が開示されている。本案件の場合、復審委員会は、引用意匠により構成要素1～4を構成要素5から分離できることを示し、その組み合わせ状態の参考図は、構成要素1～4と構成要素5とを組み合わせる後の配列方式を示しているが、構成要素1～4と構成要素5との組み合わせの順序は複数あり得ることが想定でき、その中には係争意匠と同じ配列方式が含まれるべきであり、この場合、引用意匠は係争意匠と全く同じ視覚的効果を

示し、したがって、係争意匠は引用意匠と同じ外観に属し、引用意匠は係争意匠の抵触出願を構成する、と指摘した。

本案件については、引用意匠である先行出願が係争意匠の抵触出願を構成しているかどうかを判断する場合、先行出願書類の内容全体を判断の根拠としている。先行出願書類中の参考図は先行出願の保護範囲に属していないが、係争意匠と比較する際に参考図が考慮される。



図4 「調味タンク」案件における係争意匠の図面



図5 「調味タンク」案件で引証された抵触出願の図面

#### 5. 「ハンドル(HB9169G)」案件

この案件は意匠侵害案件であり、前述の「調味タンク」案件と「参考図」の使用に異曲同工の効果があ

る。本案件において、訴えられた侵害者は、係争意匠の出願日より前に出願されたが係争意匠の出願日より後に公開された先行中国意匠文献を、抵触出願として提出した。当該抵触出願における使用状態の参考図と訴えられた侵害製品を比較したところ、実質的に同じであると認定され、最終的に、当該抵触出願における設計案を非侵害抗弁としての、訴えられた侵害者の主張が成立したため、侵害は成立しなかった。本案件は、抵触出願を非侵害抗弁とする主張が、一審<sup>13</sup>、二審<sup>14</sup>および再審<sup>15</sup>によって支持された。

13 上海市第一中級人民法院（2014）滬一中民五（知）初字第20号の民事判決書を参照  
14 上海市高級人民法院（2014）滬高民三（知）終字第52号の民事判決書を参照  
15 最高人民法院（2014）民申字第1772号の民事裁定書を参照

12 専利復審委員会第23266号の無効決定書を参照



図6 「ハンドル(HB9169G)」 案件における係争意匠の図面

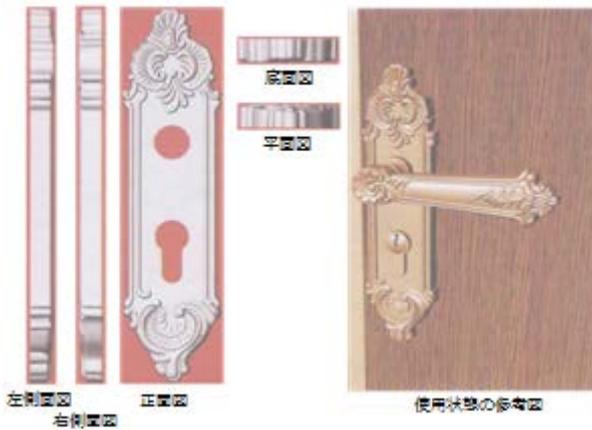


図7 「ハンドル(HB9169G)」 案件で引証された  
抵触出願の図面

筆者の観点からは、抵触出願の立法上の趣旨は主に、先願の原則を体現しながら、重複授權を避けることである。「参考図」は必ずしも当該抵触出願の保護範囲の一部とは認定されていないが、その開示された情報は抵触出願が実在する内容であり、先願原則に基づく考量により、後願の新規性を損なうことができる。

## 五、出願段階での「参考図」の使用に対する行政と司法実務の示唆

上記の事例を検討することにより、意匠で「参考図」と名付けられた図面は、場合によっては他の正式な図面と同等の法律地位を持っている。

通常、参考図は、意匠権者が特許保護の範囲に入っていない図面であるべきであり、参考図に展示されている正式な図面で保護されていない製品デザインは貢献とみなされる確率が高い、すなわち、保護

範囲の一部ではなく、第三者を拘束する法律効力はない。しかし、参考図で名付けられた図面の法律地位は不変ではなく、案件の具体的な状況に応じて、案件における他の情報と結び付けて総合的に判断する必要がある。

筆者の考えでは、「参考図」の設立の本意はやはり参考のためであり、意匠の保護範囲を制限するためのもではなく、オリジナル公開の一部として、第三者が同じまたは実質的に同じデザインについて後に取得した権利に対抗することができ、特定の状況の場合にのみ、参考図は正式な図面の法律地位を有する。正式な図面によって保護しようとする保護範囲が明確になっている場合、以下のような（網羅的ではない）状況で適宜「参考図」の使用を検討することを勧める：

1. 意匠製品の用途、使用方法、使用場所、使用場面などを表明する必要がある；
2. 保護しようとする意匠以外の要素と内容を展示する必要がある；
3. 製品の特別な部位を展示または説明する必要がある；
4. 製品の特殊な材質について説明する必要がある；
5. 変化状態のある製品に対して、変化の過程または傾向を展示したいが、これらの変化の過程または傾向が現れる状態を保護したくない；
6. GUI出願では、インタフェース中の内容画面がカラーブロックなどの方式で表現されているため、分かりやすくするために、具体的なインタフェースを参考図で展示する必要がある；など。

要するに、図面名の不適切な使用による不利な結果を防ぐために、革新主体にとって、参考図の法律意義と現実的役割を無視したり軽視したりしてはいけない。意匠を出願する際には、出願戦略を合理的に確定し、期待される保護範囲を明確にし、図面名を正しく使用する必要がある。必要に応じて、後の無効審判と侵害手続きで相乗効果を達成するために、「参考図」に開示すべき情報を配置する必要がある。

本誌の「選り抜き記事」の内容は、法律意見と同等ではありません。専門的な法律意見や諮問が必要な場合は、当社の専門顧問と弁護士にご相談ください。当社の電子メールは、[LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)で、このメールアドレスは当社のホームページ[www.lungtin.com](http://www.lungtin.com)でも記載されています。

この文章の詳細については、この文章の作成者にお問い合わせください。

黄艶：パートナー、総経理補佐、英独機械意匠代理部部长、シニア弁理士：[LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)



### 黄艶

パートナー、総経理補佐、英独機械意匠代理部部长、シニア弁理士

特許出願の作成、実務代理、特許復審請求、無効審判、侵害訴訟、特許デューデリジェンス及びFTO調査、特許ポートフォリオ、特許分析などの代理業務を得意とする。渉外事例のほかに、中国大陸・台湾の特許案件も数多く代理しており、複雑な案件、特に意匠を含む特許案件の処理を得意とする。家電製品、建設機械、車輛製造、半導体部品、印刷装置、製紙装置、医療機器、コンピュータ機器などの機械や機械オートメーションの技術分野における豊富な特許法律サービスの経験を積み上げ、重要で困難な案件を数多く担当してきた。